

福島県児童相談所一時保護所第三者評価結果公表事項

1 児童相談所の情報

児童相談所名	福島県会津児童相談所一時保護所			
児童相談所長名	長嶺美千子			
所在地	会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3 (本所と別設置の場合の一時保護所所在地)			
電話	0242-23-1400			
定員	12名			
施設の概要				
設立年月日	昭和35年12月1日			
職員数	常勤職員 23名 非常勤職員 15名			
職種別人数 ※()内は一時保護所に所属する人数 (重複あり)	職名	人数()	職名	人数()
	社会福祉士	5名(2名)		名()
	精神保健福祉士	1名(0)		名()
	公認心理士	5名(0)		名()
	保育士	4名(4名)		名()
	看護師	1名(1名)		名()
一時保護所設備の概要	居室等名	室数	設備等名	数
	居室(男女幼児別)	5室	静養室	1か所
	保育室	1室	幼児遊戯室	1か所
			サンルーム	1か所
			食堂兼リビング	1か所
			学習室	1か所
			指導員室	1か所
			厨房	1か所
			洗面・洗濯室	2か所
			浴室	2か所
			トイレ	3か所
			屋内運動場	1か所

2 理念・基本方針

【理念】

児童福祉法により設置が義務づけられた児童相談に関する専門的行政機関として、業務の全ての段階において、常に子どもの権利(生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利)が保障されているかを確認しながら遂行し、子どもの権利擁護の最後の砦であることを意識し、そのために一時保護の措置を行う権限を適切に、遅滞なく行使する。

【基本方針】

児童相談所の相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家族等を援助することを目的とし、児童福祉法の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行う。

3 児童相談所の特徴的な取組

様々な事情を背負って入所してくる子どもたちのことを一番に考え、迅速に対応すること、個人の独断にならないようしっかりと職員間の共有と協議を大切にしながら一時保護所の業務に取り組んでいる。

法を根拠とした支援の限界を感じつつも、一時保護所という限定的な立場のかかわりではありながら、常に児童相談所職員や医療機関等外部の機関と連携に努め、チームでの支援に取り組んでいる。

4 第三者評価の受診状況

評価実施期間	令和元年10月8日(契約日)～ 年 月 日
受診回数(前回の受診時期)	初 回 (年度)

5 第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

6 研修修了番号

評価調査者研修修了番号	SK18027・3103、SK18028・2106、SK2019005・2909
児童相談所の業務に関する研修修了番号	第6号、第7号、第8号

7 総評

◇特に評価の高い点

(1) 詳細な観察とそれに基づく個別ケアについて

一時保護所への入所が必要となったすべての子どもたちの安心・安全の確保や権利の擁護に加え、これから先の子どもたちの人生に対して「今、ここで何をすべきか」「今、ここで何が出来るか」を考えながら対応、支援に努めている。その根底には一人ひとりの子どもへの愛情と養育・支援に関する豊富な知識に基づく詳細な観察があり、場面に応じた言葉かけや共感的傾聴、エンパワメントを意識したケア等、職員の高い専門性が発揮されている。

(2) チームケアについて

一時保護所職員間のコミュニケーションが密に図られており、情報共有や相談・協議などが迅速に行われている。このことが子どもへのより良いケアの提供をもたらしていると同時に、職員間の良好な信頼関係の構築につながっている。更に、児童相談所に付設された一時保護所という利便性もあり、双方の職員が常に行き来してコミュニケーションが行われていることから、児童福祉司、心理判定員との効果的な連携のもとにチームとしての支援が実践できている。

◇改善を求められる点

(1) 理念・基本方針の明文化について

児童福祉法を根拠とした公的な機関として、法の理念に基づく施設であることは明らかであるものの、当該施設が何を指し、どのようなことに配慮しながら日々子どもの支援を行っているのかなどは明文化されていない。利用する立場としての安心感につながるばかりではなく、支援する立場の者たちが常に自らの目指す支援の在り方を確認しながら業務に取り組むためにも、職員間で協議しながら、時代の変化に応じつつ現場の実践に即した礎となる理念・基本方針を作成し、明示されることを期待したい。

(2) 業務の体系化と人材育成の取組について

一時保護所という多くの制約がある中、常に子どもにとっての最善を意識しながら日々の取組を行っているものの、その日常業務は広範囲で多様なものとなっていて、体系化されていると言い難い。既に行われている業務を書面化・マニュアル化して整理するとともに、業務を行うにあたり必要な知識・経験や適性を明確にし、必要な人材の育成に計画的に取り組む必要がある。

(3) 社会情勢の変化に合った養育・支援の実施について

一時保護される子どものうち被虐待児が大半となっている現状において、職員もそれに対応した養育・支援を心掛け実践している。しかし、性的なアイデンティティへの配慮が必要な子どもへの対応など、社会情勢の変化により、これまで一時保護所では想定していなかった様々な新たな支援が求められている。既に策定されている業務マニュアルとしての「一時保護所運営の手引き」の中には社会情勢に合わない表現が散見されたり、自由の制限が感じられる部分があるため、時代に合った表現やより個別性を尊重した内容に改正するとともに、職員が新しい知識を習得できるよう計画的な研修実施が必要である。

8 第三者評価結果に対する児童相談所のコメント

児童福祉法に基づき設置された児童相談所一時保護所としては、有史以来初めてその運営に第三者の目が入り、良くも悪くも連綿と受け継がれてきたその運営等について評価を受ける機会となりました。

平成12年の児童虐待防止法の制定以降、一時保護所は被虐待児のシェルター的意味合いが強くなるばかりで、近年は保護される子どもの大半が被虐待児が占める状況となっています。こうした社会情勢の変化に伴い、保護された子どもたちへの支援内容を心身のケアの方向へと変更を加えてはきたものの、非行児や不登校児全盛の頃の子ども観や支援観が依然として残っていることや、LGBTなどこれまで想定していなかった事例へ対応力不足などをご指摘いただいた点は大きな収穫でした。

一方、当所職員の意識が高く、チームとして保護された子どもたちに質の高い支援を提供している点に高評いただいたことは、日々、対応の難しい子どもたちにかかわる者として励みとなるだけでなく、改めて質の維持向上に努めなければならないと身の引き締まる思いです。

今回の評価結果及び貴重な各コメントを基に、一時保護所運営の手引きの改正、その他日々の業務の振り返りを行うなどして、改善できる点は速やかに改善し、検討を要すべき点はよく検討することによって、一時保護児童の最善の利益のため今後とも適切な一時保護所運営に努めてまいります。

9 第三者評価結果

別紙の「児童相談所一時保護所第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

別表

児童相談所一時保護所第三者評価結果

○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

○評価項目

Ⅰ子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもの状況や年齢、特性に合わせて、「一時保護所のしおり」と「一時保護を利用するみなさんへ」を使い分けて説明しており、説明の経緯や状況などを記録している。日常生活場面において子どもからの質問に答える形で権利や権利行使について説明していることが確認できた。 「一時保護所のしおり」の内容については、利用する子どもの背景に応じたものとなるよう表現の仕方や伝える内容などの創意工夫を期待したい。また、職員に遠慮なく相談できるような関係作りに努力している様子が確認できたものの、一時保護所の特性から外部の第三者との接触が容易にできる状況になく、権利擁護のために第三者が関与する仕組みを構築されることを期待したい。	

② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 日常的に困ったこと、わからないことがあるときにはいつでも、だれにでも相談して良いことを伝えとともに、付設の児童相談所職員にも相談できることを伝えている。また、一時保護所意見箱を設置しており、それを利用することも伝えている。投書された要望に対して適切に対応しており、必要に応じて他機関と連携するなど子どもの安心につながる支援を行っている。 また、児童から直接口頭で出された要望等についても迅速に対応しており、余暇時間にお菓子づくりを導入したり、学習記録に子どもと学習指導協力員それぞれのコメント欄を設けるなどして子どもからの小さな発信もとらえようと工夫している。把握された状況を随時記録するとともに毎朝の引継ぎ時に職員間で共有している。 今後、退所時のアンケートを実施するなど、さらに子どもの意見を積極的に把握する取り組みを期待したい。	

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護所への入所に際しては児童相談所の児童福祉司や心理判定員と連携し、役割分担しながら子どもに説明している。子どもの意向や疑問点等についても丁寧に聴き取りしていることが記録から確認できた。 また、児童相談所と一時保護所間でスムーズに情報共有しており、子どもの入所理由やその背景に応じた細かな観察に基づいて説明する内容や対応について検討している。 職員間で統一した対応が行われるよう引継ぎノートなどを活用して常にチームでフォローすることを意識している。	

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護期間の見通しや家族との面会予定に関する説明は心理判定員が行い、その際の状況について一時保護所職員に速やかに報告し、情報が適切に共有できている。 場合によっては面接後に子どもへのアフターフォローが必要となることもあるため、子どもの変化に気づくよう注意深く見守り不安感の軽減につながるよう、子どもの状況に応じた対応をしている。	

③ 保護解除に関わる説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護解除に際して、子どもや保護者の意向について心理判定員や児童福祉司が面接を通して丁寧に確認している。面接時の状況や子どもの反応について一時保護所職員に詳細が報告され、子どもの特性を考慮した告知のタイミングを協議するなどして、職種間連携の中で子どもが納得いく意思決定ができるよう支援している。 また、一時保護解除後の行き先に応じてパンフレットを用いた説明を行い、里親宅への同行訪問や訪問時の詳細な観察に基づく心理的サポート、場面に応じて声かけをしながら子どもの気持ちを確認するなど丁寧に対応している。	
[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 施設入所や里親委託の場合には相談できる人の氏名と電話番号が記載された「子どもの権利ノート」を渡すなどしており、継続して支援していくことを伝えている。 また、相談先としてダイヤル189や学校の先生等があることを伝え、いつでもSOSが出せるように支援している。 一時保護解除後の見守り協力については、子どもに係る周囲の社会資源に対して児童相談所が依頼しているが、一時保護所中実際にSOSダイヤルへの電話のかけ方を練習する等には至っていない。	

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受理会議や三部門会議等において家庭環境、保護者の状況、子どもの年齢や特性等を考慮して本人にとってよりふさわしいと考えられる場所での生活を検討している。 子どもの状態や特性、他の子どもとの関係性などを丁寧に観察しながら、制限の必要性や、そのことをどのような言葉を使って説明するかなどについても心理判定員や児童福祉司等と共に協議し組織的に判断している。	

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 被措置児童虐待の防止については課内会議の時間を使って管理者が講師となり研修を行っている。 これまで事例の発生はないが、児童相談所職員が日常的に一時保護所を訪れており、一時保護所職員以外の目が入るようになっていると同時に、防犯カメラを設置することで、職員の日常的な行動に対するコンプライアンス意識を高める効果をもたらしている。 被措置児童虐待対応マニュアルは事務所に常備されており、事例発生時の対応については明確になっているものの、全ての職員には配布されていない。 新任職員や臨時職員に対しては年1回研修を行っているが、被措置児童虐待防止の重要性を鑑み、全職員を対象に毎年研修を実施するなどして更なる虐待防止意識の向上に努めることを期待したい。 また、第三者へ相談できる体制を整え、相談先としてしおりに記載したり掲示するなど子どもへ周知することが求められる。	

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 「一時保護所のおしり」には他の子どもからの暴力があった場合には、いつでも職員に相談して良いことや、投書箱のことを紹介しており活用されたこともある。 また、乱暴な行動を起こす可能性のある子どもと他の子どもが一緒にいる時には特に注意深く観察し見守っており、暴力行為等が発生しないよう努めている。権利侵害が起こりそうになったときには、まずは迅速に口頭で報告し、次いでヒヤリハットに記録するようしており、職員全員がその状況を共有し再発の防止に役立てられている。 暴力対応マニュアルが整備され、権利侵害状態が発生したときの対応が明確になっている。日常的に対応はされているものの、防止に向けた職員研修は実施されておらず、今後更に難しい局面に遭遇した際の対応力を向上させるためにも研修の実施を期待したい。	

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 計画的な保護の場合は保護者や本人からの聴き取りで情報収集するようしており、受理会議にてその情報を共有して対応している。これまで宗教上の理由から持ち物を特別に許可した事例もある。 食材等については個別に柔軟な対応に努めているものの、それでは十分ではないと感じている面があり、入所時のアンケートに質問項目を新たに追加するなど早い段階で多くの情報を収集する工夫が必要であると認識している。また、外国人を親にもつ子どもからの聞き取りについても課題があると認識しているため、今後の取組に期待したい。	

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 これまで受け入れの経験がないため、具体的な検討を行ったことはないが今後に向けて課題であると認識している。 今後は受け入れに際して適切に対応できるよう、職員間で協議しながら運営の手引きに新たな項目を追加することや、研修開催等に取り組まれるよう期待したい。	

2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受理会議において、子どもにとってどのような場所で生活するのがより良いかを関係者間で協議している。医療機関への保護委託が適当との判断がなされた場合には、移送時に同行する等して丁寧に対応している。 子どもへの対応の仕方については心理面接等により得られた情報に加え、観察情報も含めてより効果的になるよう職員間で意見交換が行われ、統一した対応が行われるよう情報共有が適切に行われている。とりわけ自己肯定感の低い子どもや、攻撃的行動に走りがちな子どもについては気持ちを受容し、承認のかかわりを持つことや毅然とした態度で接することで精神的安定感を与えると共に、信頼関係が構築されるよう細心の注意を払っている。 日頃から適切に対応しているものの、プライバシーに関する職員研修等は実施されておらず、更なる高みを目指して研鑽されることを期待したい。	

② エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時には「一時保護所のしおり」を用いて、子どもが大切な存在であることや嫌な事があった時には職員に伝えて良いこと、意見箱の活用について伝えている。 日常の学習や余暇活動の中でも、子どもの性格や特性に応じて強みを引きだせるよう出来る限り柔軟な対応に努めている。 行事参加については一時保護所の入所期間等も考慮しながら、それぞれの子どもが楽しめたり達成感が得られるような工夫に努め、実施後には必ずふり返りの機会を作って子どもの感想や意見の表明の場を作ると共に、今後の改善につなげる取り組みを行っている。	

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもへの面接は心理判定員が行っており、その状況については情報共有されている。心理面接の際に言い出せなかったことや、発言した内容を修正したいと考えていることなど一時保護所で得られる情報もあり、その都度心理判定員と情報共有している。その際、情報共有について子どもに説明するか否かはその子どもの状況や情報の内容に応じて判断しており、子どもへの説明は必須との認識は持っていない。 警察などの事情聴取に際しては子どもの心理面を一番に考え、予め面接への注意点や児童相談所としての意向を伝えるほか、児童の代弁をしたり同席するなどして二次被害の防止にも努めている。 面接技法の研修が年間2回実施されているが、受講は児童相談所職員に限定されているため、一時保護所職員も技法習得の研修を実施することが望ましい。	

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護所は児童相談所に付設され、設備や運営基準は児童養護施設について定める設備運営基準を遵守している。建物は木のぬくもりが感じられる天井の高い開放的な造りとなっており、体育館や庭にも行きやすく子ども達が活発に活動できる。基本的に個室対応となっており、定員を超過するような場合は里親や施設等への一時保護委託を行うこととしている。	

(2) 個別性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 日々の日課は決められているが時間や内容は強制ではなく、余暇時間には各自が好きなことをして過ごすことが出来る。子どもが長期間過ごす場所ではないため、生活上のルールに子どもの意見を反映しにくく職員が決めることが多いが、希望があれば材料を揃えて工作やおやつ作りなどが出来るようにしている。 私服で生活することとなり、服を持って来られない子どもには一時保護所が準備している服の中から年齢や好みに合わせて選んだ服を貸与している。 今後、スカート着用や髪色の自由を認めるなど、更に個別性を尊重した対応が望まれる。	

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 朝夕の子どもと職員による廊下・居室等の清掃、職員の水回り清掃などにより、生活環境は衛生が保たれている。子ども達の居室や食堂・リビングは南側の庭に面しているため明るく解放感があり、庭の周りのフェンスに目隠しシートが設置されているが、庭が広く周りに高い建物が無いため閉塞感はない。 廊下や食堂・リビングには子ども達の様々な作品が飾られてるが、各居室にはカレンダー以外ほとんど何もなく殺風景である。一時保護所の特性上、持ち込めるものには制限があるが、子どもの愛着のあるものや作品を飾ったりするなど、安心感を持って居心地良く過ごせるような環境づくりを工夫されたい。	

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 管理者である一時保護課長は児童相談所の主幹兼次長でもあるため一時保護所には常駐していないが、児童相談所全体の管理・運営を見通すことが出来る立場にある。受理会議、観察会議、三部門会議等において管理者としての意見を示しているほか、毎朝の引き継ぎの際や日々の養育支援の場面において職員に対し助言・指導を行っていることがヒアリングなどから確認できた。 しかし、職員個々への意図的・計画的なスーパーバイズについては仕組みができていない。より質の高い養育・支援の実現のためには、職員の習熟度や目標設定に合わせ、管理者が支持機能・教育機能・管理機能を効果的に用いて助言・指導を行うスーパーバイズの仕組みづくりと実施が求められる。	

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 看護師、心理療法担当職員が配置され、嘱託医の協力を得ている。また学習指導協力員や児童指導補助員といった非常勤職員が業務をサポートしている。 児童養護施設の設備運営基準を満たす職員配置が行われているが、児童養護施設が通学を前提としている施設なのに対し、一時保護所は子どもが24時間生活している施設であること、また保護理由が様々な子どもの人数が日々変化するなどから、夜間など職員が不足していると思われる時間帯がある。一時保護される子どもは年々増加しており、一時保護所職員の増員が求められる。	

(2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 事務分掌により、直接処遇職員を始め各職種・職員の役割が示されている。職員は業務上必要とされる技能を習得するため、研修受講の機会が与えられている。 毎朝の引き継ぎに児童福祉司や心理判定員も参加し情報共有に努めているほか、観察会議や三部門会議等においてケース検討が行われており、そのような場面において管理職や他職種からの指導・助言が行われている。 昨年度から配置された看護職については、直接処遇職員としての業務が主であるため、医療的な知識を職員に伝達する機会を設けるなど、より専門知識を活かした取り組みが行われることを期待する。	

(3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 個人情報記載された紙ベースの記録やファイルは事務室の引き出しに保管され、データによる個人情報はパソコン使用の際のID・パスワード入力管理されている。ホワイトボードなど事務室内に掲示されている個人情報は入り口から見えないよう配慮され、職員が事務室を離れる際は原則として事務室を施錠している。 なお、個人情報に関するマニュアルについて、県が作成したガイドブックはあるが、児童相談所や一時保護所独自のマニュアルは無い。特に厳重な管理を必要とする個人情報を取り扱う部署であることから、個人情報の種類を整理し、その管理方法を定めた独自のマニュアル策定と職員への周知を期待したい。	

(4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 転入職員や新採用職員向けの所内研修や年7回開催される課内会議において関連する制度や規範を学ぶ機会があるが、計画的な職員研修の仕組みは無い。職員のシフト体制が厳しい中、外部研修の受講の機会も限られている。 児童をめぐる制度・施策が目まぐるしく変わり、また多様な子どもを受け入れる施設であることが	

ら、養育・支援の質の向上のためには職員一人ひとりの習熟度に合わせた目標設定を行い、その達成に向けたOJT・OFF-JT・SDS(自己啓発援助制度)の研修計画を策定し、その達成度を評価する仕組みを作ることが必要である。

[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

朝夕の2回引き継ぎが行われており、朝の引き継ぎには児童福祉司や心理判定員も可能な範囲で出席し、情報共有を図っている。引き継ぎの際には児童支援日誌により全体の状況が、行動記録票により子ども一人ひとりの状況が伝えられ、更に引き継ぎノートにより留意事項等が伝えられている。

日々の引き継ぎ以外には、観察会議や三部門会議において子どもの状況の把握、今後の支援方針などの情報が共有されている。年7回開催される課内会議では、ケース検討や行事予定・振り返り、外部会議や研修の復命などが行われていることが記録により確認できた。

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

毎朝の引き継ぎは児童相談所事務室で行い、児童福祉司や心理判定員も可能な範囲で参加し、一時保護所での生活状況を伝えるだけでなく、児童福祉司から今後の見通しや家族の状況などの情報伝達が行われることもある。入所時の受理会議、各部門が調査・把握した情報を協議する三部門会議、子どもの援助方針を決定する援助方針会議には、各部門の職員が参加し協議を行っている。

一時保護所は児童相談所に付設されているため、確認したい点があれば職員が互いに行き来して情報交換したり、緊急事態の際にはすぐに応援を求めることが出来るようになっている。

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

第三者評価結果

a

【コメント】

休暇はほぼ希望どおり取ることが出来ていることがヒアリング等で確認できた。月に3回は2連休が取れるよう、また年末年始や大型連休の際には3連休や4連休の休みがとれるようシフトを工夫している。

年1回ストレスチェックが実施されているほか、県の福利厚生室が実施するメンタルヘルスやハラメントに関する相談会が各地域で開催されており、回覧等で職員に周知され、希望者はメール・電話・FAXなどで利用出来るようになっている。

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

小児科医及び精神科医を各1名嘱託医として委嘱している。入所時の小児科医による健診ではアレルギー検査も行っている。精神科医は定期的に児童相談所に来所するため、その際に子どもを診察してもらうこともある。また、必要に応じて婦人科や整形外科を受診するなど、必要な治療が行われている。受診結果については引き継ぎノートや個人の行動記録票等に記録され、職員間で情報共有されていることが確認できた。

処方薬に関する疑義等、医師に確認したい事項があった場合は、関係機関との連絡窓口となっている児童福祉司又は心理判定員を通して行っている。

なお、地域に児童を専門とする精神科医がいないが、子どもに必要なケアが円滑に提供されることで安心して職員が養育・支援にあたれるため、専門医の確保について県全体で考えてほしい。

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

年に1回、管内の警察署と連絡会議を開催して情報交換や協議を行うことで相互理解と連携強化に努めている。不審者対応や子どもの無断外出など警察への連絡が必要となる場合の対応マニュアルが整備され、事務室内の電話機近くにすぐ取り出せるように置いてある。

警察が子どもへ事情聴取等を行う場合には、どのような配慮が必要なのか事前に伝え、子どもの心理的な負担軽減に配慮している。また、可能であれば職員が同席し、必要に応じて子どもの代弁者の役割を果たしていることが確認できた。

(3) 施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 里親委託や施設への移行前には、子どもに関する詳細な情報を記録票により相手先へ伝えるとともに、口頭で説明し補足している。 子どもへ里親や施設の説明をする際は、主に権利ノートや施設パンフレット等を用いて行うほか、事前に里親や施設職員と面談したり里親宅を訪問するなどの機会を設けるようにしている。また、移行が決まり子どもに告知した後は、様子を注意深く見守り、必要に応じて個別に話を聞くなど不安を和らげるよう心がけている。	

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 関係機関との連携は、主に児童相談所が行っており、各市町村の要保護児童対策地域協議会を始めとした様々な組織・会議等へ参加している。市町村児童家庭相談担当者会議や学校の教員・スクールソーシャルワーカー・保育従事者等を対象とした虐待対応研修会の開催など、児童相談所主催の会議や研修会も実施している。 関係機関から要請があった場合は、子どもとその家族を見守る支援者会議へ参加している。地域の共助や住民同士の繋がりが低下している中、家庭復帰した子どもなどを対象とした地域の関係機関・関係者による支援者会議等の仕組みづくりがますます大切になってくることから、今後も児童福祉司などとともに役割を果たすことを期待したい。	

III 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 今回の第三者評価受審にあたって、改めて一時保護所としての理念・基本方針を明文化しているが、その内容を事業計画等に反映するには至っておらず、職員への周知も行われていない。 今後、一時保護所としての理念及び理念に基づき子どもの養育・支援の実践に活かすことができるように具体的な基本方針を策定することが必要である。また、理念や基本方針が職員に対して十分に周知されるような取り組みが求められる。	

2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 行事については、計画から報告までの手順を明文化し年間行事計画を作成している。実施にあたっては、入所している子どもの状況に配慮して事前準備の段階から子どもの意向や職員の意見を反映しながら取組み、実施後は子どもから感想を聞いたり感想文を書く時間を設けており、職員の感想や課題、改善点等も含めた実績報告書を作成している。また課内会議にて行事の反省及び検討事項を協議し、結果を会議録として残して見直しに活かしている。 今後は、行事のみならず取り組むべき事業内容を明確にし、一時保護所としての単年度事業計画を策定することが必要である。	

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 緊急保護時は速やかに多職種での受理会議を行い、受理時点での援助方針の共通理解を図っている。子どもに対する説明は、子どもの安定を図ることを第一にし、子どもの状況や年齢、発達段階及び緊急保護の時間帯を考慮して場合によっては翌日や数日に分けて丁寧に行っている。また委託している小児科でできる限り早期に入所時健診を行い、性的虐待が疑われる場合は婦人科も受診している。 入所後は、保護期間が必要最低限となるよう、児童福祉司による社会調査や心理判定員による心理診断を進めるとともに、保護所で観察した子どもの状況について朝の引継ぎや観察会議、三部門会議等で報告・協議し、今後の支援の方向性について最終的に援助方針会議で決定している。	

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 日課として1日の流れを決めているが、子どもの状況に応じたケアに配慮し柔軟に対応している。幼児の保育は健康面に配慮して情緒の安定を目標としているほか、中卒児には個別日課として作業や就職活動等も行っている。また、子ども全員に担当の心理判定員がおり、面接などで心理的ケアを行っている。 基本的な生活習慣の習得は、発達年齢や保護前の生活を考慮したうえで退所後の生活も意識しながら支援するよう努めている。小学4年生以上の子どもには発達段階に応じながら洗濯や配膳の手伝い、当番活動を通してリーダーとなる機会を設けるなど子ども自身のできることが増えるような支援を行っている。	

(2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護所に屋内運動場やグラウンドを併設し、卓球やバスケットボール、サッカー、自転車など屋内外で様々なスポーツや遊びができるように道具や設備を整備している。リビングや幼児遊戯室には、本や漫画、ゲーム、テレビ、CD、DVD、玩具、ピアノ等を備え、使用時間の範囲の中で子どもが選択できるようにしている。また、毎月、所内外でのレクリエーションとして、季節ごとの行事や発表会、野外活動等を実施している。様々な背景を抱えた子どもが入所する中で、職員は子どもの年齢や発達段階に配慮し、それぞれの子どもが自己表現できるプログラムを子どもと一緒に企画、実施するなどの工夫を行っている。 遊具や備品は適宜点検し修繕等を行っているが、今後はリスク管理の観点からも定期的に点検を行い、さらなる安全管理に努めていくことが望まれる。	

(3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 食物アレルギーの対応については、子ども本人や保護者、学校等からの情報を収集し、入所時健診時に子ども全員に食物アレルギー検査を実施している。検査結果が出るまでは、子どもに嫌いな食べ物を確認したうえで医師に相談し対応している。アレルギーを有する子どもへの対応は調理師との連携を密にし、給食伝票、ネームプレート、配膳時とその都度確認を行い誤配膳を防いでいる。 子どもに応じた食事量の変更や嗜好状況、体調による個別メニューへの変更等については、職員が食事毎に検食簿や納品書に記入し調理師に伝えている。また3ヶ月に1回は委託業者との給食会議を行い、安心・安全で適切な食事提供のための意見交換を行っている。 食事は作りたてを提供し、穏やかな雰囲気の中で適度な会話をしながらそれぞれのペースでとれるように配慮している。	

(4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 衣類はスカートや露出が極端に多い衣服等を除き私服を着用できるようにしている。貸与の場合は複数枚の服を用意し、子ども自身が好みや気分に合わせて選択できるようにしている。子ども一人ひとりの体型にあったものを着用できるように配慮し職員は裾上げなどの補正も適宜行っている。不足があれば下着や靴下は新品を支給している。洗濯は毎日行い、小学4年生以上の子どもには発達段階に応じながら、洗濯機の使用法や干し方、たたみ方、しまい方を教えている。また、衣類の収納については、年齢や発達段階に関わらずできるだけ自分自身で管理できるように、居室に個人用の2段の衣装ケースを設け、種類毎の絵を貼って表示するなどの工夫をしている。	

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 就寝時間は小学3年生以下の子どもは20時、小学4年生以上は21時、起床時間は6時30分とし、幼児には必要に応じて午睡の時間を設けている。寝具は寒暖に合わせて調整し週1回シーツ交換を行い清潔に努めている。また、幼児には安心感の中で入眠できるように添い寝をしたり、居室を職員室の近くにして夜泣きや中途覚醒、排泄支援にも速やかに対応できるようにしている。	

夜間は正規職員1名、非常勤職員1名の職員体制であるが、幼児が複数名入所したり情緒不安定になっている子どもが多い場合は、添い寝や個別に話を聴く時間を順番制にしたり、時間を制限せざるを得ない状況となっている。

今後、子どもに安心感を与え個別ケアをより充実していくためには、専門性を有した正規職員の増員配置が望まれる。

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

幼児については自分自身で体調不良を訴えることができないことから、1日3回の検温を実施し、排便・食事・服薬状況もあわせて検温表に日々記録している。学童児以上は毎朝の視診で健康状態を確認し、行動記録票に健康欄を設け通院状況や健康状態を記録して職員間で情報を共有している。

また、健康管理については、入所後の健康管理や入所中の事故・怪我・病気、救急車要請時の対応等を明文化している。通院は主として一時保護課職員が付き添うが、対応職員が不足する場合は相談判定課職員が協力している。

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか

第三者評価結果

b

【コメント】

非常勤の学習指導協力員1名が平日の午前中に学習指導を行っている。学習室があり希望する子どもは学習時間以外にも学習できる環境にある。一人ひとりの学力に応じた支援を行えるよう入所後に学力検査を実施し、学習レベルにあったところから学習を開始し、学習内容を個人毎の学習指導日誌に記録している。また、学習意欲を高め自信をもつことができるように週1回は総合学習を取り入れるなどの工夫が行われている。

通学の機会については、修学旅行や卒業式等は安全面を確認して在籍校と調整のうえ可能な限り対応しているが主要な行事への参加に留まっている。

今後は、在籍校や市町村教育委員会と連携し子どもの学習の機会を確保する取り組みが望まれる。

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか

第三者評価結果

b

【コメント】

発達の個人差、集団経験の差がある異年齢の未就学児に対して、どの発達段階でも楽しめるように、読み聞かせや製作活動、外遊びなど保育内容の組み合わせを工夫している。未就学児にはできるだけ複数の職員で関わるようにしているが、入所している子どもの状況によっては一時保護所職員だけで必要な支援を行うことが難しい場合もあり、一人ひとりの子どもの排泄リズムを把握してのトイレトレーニングなどの個別ケアは十分に行えないこともある。

今後、個別ケアを重視した保育を行っていくためには、状況に応じて保育士を増員するなど必要な支援を行う体制の確保が求められる。

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

家族の状況について子どもに情報提供をする場合は、児童福祉司と心理判定員と、いつ、何を、どのように伝えるかを子どもの状況や年齢、特性を踏まえ事前に打ち合わせをしている。

子どもに対して家族の情報を提供するのには、主に心理判定員や児童福祉司との面接の場であり、面接中の子どもの反応や様子については職員間で速やかに引継ぎを受け、子どもが精神的に不安定になった場合などは傾聴して受容し、個別に対応することで気持ちの安定に努めている。また、職員と相談しながら家族と面会できること、面会したくないと思うときには会わないことも出来ることを説明しており、生活場面の中で子どもの表情や言葉、行動を丁寧に観察し、家族に対する子どもの意志や気持ちについて心理判定員や児童福祉司に伝え、連携を図りながら対応している。

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受入の際は多職種による受理会議を行い、性的問題行動の内容とその背景要因の情報を共有し、一時保護期間中の支援方法、観察のポイント等について検討を行っている。異性からの性被害を受けた子どもに対しては原則として1対1の対応は同性の職員が行うようにし、警察等の面接が行われた時には心理判定員による心理面接を実施するなど子どもの心のケアに努めている。また、性教育については入所時に子ども全員に配布する「一時保護所のしおり」を用いプライベートゾーンについての説明をしている。個別の問題に対応した性教育は心理面接で行われることが多いため、面接の内容を心理判定員から職員に報告してもらい、子どもへの支援方法の共通認識を図るように努めている。 今後は、一時保護所内での性的問題行動の予防と生じた場合の対応について明文化し、職員研修を実施するなどの取り組みが必要である。	

(2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受理会議や三部門会議など多職種によるアセスメントを実施して援助方針を検討している。職員は子どもが安定した生活を送れるように心理判定員による心理面接も組み合わせながら子どもを丁寧に観察し、他害が生じそうな場合は子どもの状況や特性に応じた言葉かけに配慮するなど他害の予防策について子どもと共に考えるよう努めている。また、暴力対応マニュアルを整備し、暴力発生時の対応、被害児や加害児、被害職員や他児へのケア等について明文化している。 今後は、保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスが受けられるような取り組みを期待したい。	

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 無断外出を行う可能性については受理会議等で情報を共有しアセスメントを実施している。職員は子どもの不穏な行動や職員と日々やりとりする日記の内容から無断外出の予兆を把握する場合もあり、その内容を速やかに児童福祉司や心理判定員に伝えるほか交友関係の調査を依頼したり心理面談を実施してもらう等の対応をしている。 近年は無断外出の発生がないが、過去の事例の記録から無断外出した子どもに対しての丁寧な個別対応や他の子どもたちとの関わりへの配慮が確認できた。また、無断外出を行う子どもへの対応方法については「一時保護所運営の手引き」の中で明記している。	

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 過去には、警察や家族、学校等からの情報を得ながら事件の内容や他の子どもへの影響、一時保護所での可能な支援、環境構成の検討を行ったうえで重大事件に係る触法少年と思料される子どもを一時保護した事例がある。他の子どもへの影響が少ないと判断したことから、分離せず集団生活の中で支援したことが記録とヒアリングから確認できた。 今後、重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護に備えて、子どもの保護のあり方や他の子どもへの対応、バックアップ体制等について検討し、マニュアルを整備することが必要である。	

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもの状況や年齢、特性に応じて心理判定員や児童福祉司と連携を図りながら身近な親族を失った子どもの心のケアに努めている。職員は普段の生活を送る中で子どもから自然にでてくる話を傾聴し寄り添うことを大切にしている。また、心理判定員が個別面接を行うほか児童福祉司と連携して墓参りのための外出支援をするなど子どもの状況に応じて特別な配慮を行っている。 今後は、子どもの状況に応じたグリーフケアやモーニングワークの取組みについて検討することを期待したい。 ※グリーフケア：死別の悲しみから立ち直るため、周囲が寄り添いサポートすること ※モーニングワーク：身近な人を失った悲しみから精神的に立ち直っていく過程のこと	

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受入時は、速やかに委託している小児科医で今後の治療方針を含めた医学的診断を受けるようにし、心身の状況によっては婦人科や眼科、心療内科など複数科を受診し必要に応じて治療を行っている。 保護期間中は、心理判定員による心理面接を定期的に行いながら子どもの心のケアに努め、職員は子どもの様子を丁寧に観察してその内容を毎朝の引継ぎや三部門会議等で報告・協議し、多職種で共通認識を図りながら必要な支援を行っている。 「一時保護所運営の手引き」の中でも、被虐待児の特性と支援ポイント、行動場面の理由や対応について明文化しケアに活かしている。	
[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 障がいの有無によって生活を分けることはせず、行事の際などでも子どもの発達段階に合わせて一緒に取り組めるような支援を行う中で、他の子どもが障がいへの理解を深め互いを尊重しあえるように配慮している。 障がい児の受入はその都度受理会議において検討しているが、今後、障がいの特性や一人ひとりの状況に応じた個別ケアを適切に行うためには、受入れの一定程度の判断基準を設けることや受入不可の場合の外部の協力体制について検討し対応を明確化していくことも必要である。	
[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 看護師1名を配置し保育士や児童指導員とともに日常生活の中での健康管理に努めている。職員は受理会議や入所時健診において子どもの健康に関する情報を共有し、不足している情報があれば速やかに児童福祉司に調査を依頼している。特に服薬を要する子どもに関しては、個人毎の服薬ボードを作成して誤服薬や服薬もれがないように管理している。 今後は、健康上配慮が必要な子どもを受け入れるにあたり、より適切な支援を行うことができるように看護師を中心として医療的知識の研修を行うなどの取組みに期待したい。	

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 ハード面ではセンサーを設置しているが、建物は中庭に面しフェンスが低く無断外出を完全に防止することは難しい状況である。職員は日々の生活の中で子どもの様子を丁寧に観察し、不穏な状況や予兆に気づいた際はできるだけ子どもの側に居て個別に話を聴くようにするとともに、速やかに相談判定課職員に情報提供し心理判定員による心理面接を行ってもらうなど連携して無断	

外出の未然防止に努めている。また、無断外出が予想される際の事前対応や発生時の対応についてマニュアルを整備している。

近年は無断外出の発生がないが、今後、発生した場合はマニュアルに沿った対応が行えるよう訓練や研修の実施を期待したい。

(2) 災害時対策

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 児童相談所としての消防計画を策定し夜間における自衛消防についても整備している。地域上、冬期間は避難経路の雪かきを随時行うなど避難動線の確保についても留意している。 避難訓練については、年間計画表に基づき「机上訓練」と「実地訓練」を毎月実施している。年2回は児童相談所全職員を対象とした避難訓練を行い、そのうち1回は通報訓練として消防署の指導を受けている。また、緊急連絡網についても年度毎に整備し関係機関と連携が図れるようにしている。	

(3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時には、児童福祉司を通じて子どもが入所前に所属していた施設や学校での感染症流行状況について確認するとともに、子どもの体調を確認し速やかに嘱託医の受診を行うなど感染症発生予防に努めている。また、感染症の対応方法について明文化し、特に発症した子どもに対しての支援方法について1日の流れにそって明確にするなど感染拡大の防止に努めている。感染症発生時に必要な物品は一時保護所入口近くの倉庫に一括保存しすぐに取り出せるようにしている。 今後、看護師による情報提供や勉強会を実施するなど、専門性を活用した更なる取り組みを期待したい。	

7 質の維持・向上

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所における養育・支援の標準的な実施方法については「一時保護所運営の手引き」を整備し全職員に配布している。また、手引きはそれぞれ項目毎に電話機や冷蔵庫脇などの該当場所に設置し、訂正が必要と思われる項目については適宜職員が書き留め、改正時に反映できるようにしている。手引きは随時改正を行っているが、社会情勢の変化に未対応の表現箇所や各項目の細分化が進んだことにより一部整合性がとれない部分、改正期日が不明確な箇所が見受けられる。 今後、「一時保護ガイドライン」の内容を考慮し、職員の意見を反映した手引きの改正に取り組むとともに、実効性を高めるための研修や定期的に見直しを行う仕組みづくりを行うことが求められる。	
[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 質の向上のための取り組みとして、子どもから余暇時間のプログラムについて要望を聞いたり、子どもからの意見により個人毎の学習記録に子どものコメント欄を設けるなど、具体的な見直しにつなげた事例がある。また、年7回開催している課内会議は全職員が出席して行事に関する計画策定や評価、見直しを行う場となっている。 今後は、行事に限らず子どもの養育・支援の質の向上に向けたPDCAのサイクルを恒常的に実施する仕組みを構築し、それに基づく取り組みを実行することが求められる。	

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所に際して受理会議で情報共有が行われているが、不足する情報についてもその場で整理され、必要に応じて関係機関に対して改めて情報提供を依頼している。他機関から新たに追加された情報は児童相談所を通じて情報提供されている。 入所後はできるだけ早く医師の診察を受け、子どもの医療的安全と集団生活への影響の有無を確認している。	

[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 計画的入所の場合、子どもについては多くの情報が共有された状態で受け入れることとなるため、明確な観察の視点に基づいた記録がなされている。 緊急入所の場合、当初の情報は限定的ではあるものの、一時保護所内での生活状況の観察を通して子どもの状態を把握し、疑問が生じる場合は心理判定員や児童福祉司に更なる情報収集を求め、多角的な情報が集積されている。 一時保護所では日々の行動記録をもとに職員間による観察会議にて行動診断を行う。その結果は一時保護所でのアセスメントとして三部門会議に提出され、他部門のアセスメントも併せて検討し、総合的なアセスメントが実施される仕組みとなっている。	

2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 受理会議にて把握できた情報については一時保護所内で共有し、職員のかかわり方で注意すべきことや観察のポイントなどについて確認している。 日頃の生活状態の観察を通して得られた情報をもとに、朝の引継ぎや三部門会議等で対応方法に関して常時検討しており、より良い方向となるよう迅速に対応している。 詳細な観察とそれに基づくアセスメントを通して丁寧に個別の対応がなされているものの、個別対応プログラムの作成という段階には至っていない。 職員数の不足やハード面での制約もあるが、特別な配慮を必要とする子どももいることから、援助指針に基づく子ども一人ひとりの状況を踏まえたケアを行うために個別対応プログラムの作成に取り組まれるよう期待したい。	
[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの行動や心の動きなど詳細に観察し記録している。それらの情報は日常的に心理判定員や児童福祉司と共有できており、朝の引継ぎや三部門会議等でアセスメントを深めたり、支援方針の再検討につながっている。 受け入れ先施設が確保できなかったり、保護者の意向が固まらなかったりなどの理由でやむなく保護期間を延長せざるを得ない場合もあるが、その都度援助方針会議を開催し協議している。	

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの面接は心理判定員の役割となっているが、一時保護所職員としては日々一緒に生活して行く中で児童の行動や心理面への変化に気づくよう心掛けており、行動記録票に詳細に記録している。日常的に複数職員で観察・記録を行っており、偏りのない状態把握に努めている。 行動記録票には項目欄が設けられ、場面の記録とそれに対する職員の所感が明確に分かれて記録される様式になっており、記録は全て個別にファイリングされている。	

(2) 観察会議等の実施

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 観察会議は概ね一月に2回程度開催し、その他に課内会議を年間7回程度実施して子どもに関する検討を行っている。そこで検討された行動診断を、心理判定員や児童福祉司も参加する三部門会議に提出して支援方針の検討を行っている。 三部門会議においては支援方針の協議の他、一時保護所職員がかかえる支援の困難さについても他職種からの助言が得られるようになっていて、支援力の向上に役立っている。 また、これらの会議以外に毎日の朝の引継ぎにおいても情報共有と困難なことが発生した場合の対応について協議されていることもあり、迅速な対応に結び付いている。協議された内容は全て引継ぎノートに記録され、朝の引継ぎに参加できていなかった職員も事後的に確認できるようになっている。	

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 緊急的に保護されるケースが多いが、計画的に一時保護を行う場合には、児童福祉司が保護者や学校、市町村等と協議を重ねて必要な情報を収集し、受理会議において各部門が情報共有した上で必要な支援を確認している。他児相からの委託も多く、他児相の児童福祉司と事前に役割分担や入所後の支援等について確認し、受け入れを行っている。 原則として着替え等は持参することとなっているが、持参が難しい場合に提供できるように衣類や日用品が性別・年齢別に準備されている。衣類は希望があれば一時保護解除時に持ち帰ることも出来る。	

(2) 子どもの所持物

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護時に持ち込める物については原則としてルールが定められており、持ち込めない物については子どもや保護者にその理由を説明するようにしている。ただし、愛着の強い物など、子どもの不安を軽減させるため例外を認めることもある。持参物がある場合は所持物リストに、貴重品を預かった場合は貴重品金庫出入管理簿に記録されている。 子どもの所持物について、紛失や他の子どもとのトラブルを懸念し持ち込めないようになっている物も多いが、子どもの福祉を損なう恐れが無い物であれば、可能な限り所持できるような対応が望まれる。	

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護の解除や継続の判断は援助方針会議で決定されるが、前段階となる三部門会議において各部門が把握した情報の共有が行われ、一時保護所からは生活習慣や対人関係、行動特性などが記録された行動観察票が提供されている。 施設入所や里親委託となった場合、児童記録票により詳細な情報を相手先に伝えているが、特に里親委託の場合には日常生活上で気を付けてほしい点や、子どもの感情や気持ちの現れ方などについて、一時保護課職員が書面にまとめて丁寧に伝えるようにしている。	

(2) 子どもの所持物

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 所持物リストや貴重品金庫出入管理簿に返却等を確認する欄が設けられているほか、一時保護解除時には忘れ物防止チェックリストにより、居室、事務室、金庫、薬品棚、洗面所などを時間をずらしてダブルチェックするようしており、確実に返還が行われるよう工夫されている。 触法事件に関する物の返還や一時保護中の死亡等による遺留物返還については事例がないが、子どもに渡すことがその子の利益にならない物について、児童福祉司や保護者と協議した上で保護者に返還した事例はある。 様々な状況の子どもが一時保護されることから、今後、所持物の返還にあたって適切に対応できるよう、触法事件等も想定した取扱いマニュアルを整備することが望ましい。	

